令和 3 年度 薩 摩 川 内 市 川 内 歴 史 資 料 館 年 報

薩摩川内市川内歴史資料館
SATSUMASENDAI CITY
SENDAI HISTORICAL MUSEUM

目 次

I		事 業	1
	1	令和3年度事業報告	1
	2	資料収集·保存	2
	3	展示	6
	4	普及活動	8
Π	;	管理・運営	1 4
	1	管理・運営	1 4
	2	川内歴史資料館・川内まごころ文学館 指定管理者体制	1 5
	3	薩摩川内市川内歴史資料館·郷土館運営協議会	1 6
	4	利用状況	1 7
	5	決算	1 9
	6	条例・規則	2 0
	*	その他	29

I 事 業

1 令和3年度事業報告

今年度は、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大による事業中止や延期、緊急事態 宣言による臨時休館を余儀なくされた。昨年度に比して臨時休館日数が増加し、夏季休暇中の 子供たちや家族連れでの利用者が見込まれる時期と重なった事で、利用者数が前年比3.8%減 となった。来館者への影響も大きく、年間を通して新型コロナウイルス感染対策に努めた年と なった。

展示では、NHK 大河ドラマ「青天を衝け」の主人公であり、新一万円札の肖像に決まった渋沢 栄一に関連させて、江戸時代から戦時中までの薩摩・鹿児島とつなげたトピック展示「お金の歴 史」を紹介した。次に前年度、新聞やニュースで取り上げられて薩摩川内市で話題となり、当館 への寄贈となった新資料(硫黄島の戦いに関連した日章旗)などを紹介した終戦記念展示コー ナー「戦争への想い〜兵隊と残された人たち〜」は、市民の関心を呼ぶこととなった。企画展で は明治から昭和中期頃までの人びとの生活に密接に関わった様々な道具を紹介した「道具から 見る昔の暮らし」を開催。小学校3・4年の社会科見学等にも活かされた展示となり、多くの世 代に好評であった。

教育普及活動では、人数制限などの新型コロナウイルス対策を実施のうえ、自然・考古・歴史・民俗など多分野にわたった歴史講座の開講や、歴史の紹介を交えた様々なテーマでの工作教室のほか、当館の自主事業として、学芸員による出前講座やいきいき生涯学習事業なども開催した。例年、土曜日・日曜日・祝日における小・中・高校生の入館料無料も広く周知している。それにより、出前講座などの校外学習や当館見学後に無料期間を利用して再度来館するケースも見られ、今年度も諸対策を実施のうえでの開館ではあったが、広く市民に親しまれる博物館の運営・管理を整えてきた。

2 資料収集・保存

(1) 資料収集

今年度は、資料の収集活動及び資料受け入れ・準備作業(状態確認、清掃、資料情報調査、 一覧作成など)を実施した。

収集に関しては、これまでと同様に収蔵スペースの確保が困難となっていることが課題であり、収蔵庫内の整理作業とともに、資料受け入れを慎重に検討する必要がある。

資料は、市民各位の御芳志により、主に寄贈形式で提供を受けた。 寄贈資料の中から、下記について紹介する。

① **矢筒、文殊菩薩像、染付松竹梅文筒型花生2件** 〔令和3年11月27日受入れ〕

資料は、平佐領主北郷家の家臣の家系である兒玉家の収集資料。

矢筒は、流鏑馬の矢を収納する竹製のもの。筒の側面には、「平家物語 扇の的」を題にしたとみられる漢文詩(七言絶句)が彫られている。使用時期としては、明治以降とみられる。 文殊菩薩像については、詳細は不明であるが寄贈者宅で祀られていた像である。時代としては近世造りとみられる。

その他に花生2件。





写真(左から) 矢筒 文殊菩薩像

② 見立絵他〔令和3年6月19日受入れ〕

資料は、江戸時代後半から明治時代にかけての浮世絵が中心で、「見立絵 仮名手本忠臣蔵」 「浮世絵 見立十二支・東京名所他」「絵画叢誌 第弐百拾八巻」から成る。

資料そのものは川内と関係するものではないが、幕末期から明治にかけての世相にも関係 してくる資料として受け入れた。





写真(左から) 仮名手本忠臣蔵 見立十二支

(資料収集状況一覧)

- ・分類については、「歴史」には文書、「民俗」には産業を含む。「その他」は、総記、記録、自然にあたる。
- ・資料の受入れ時の表記のため、実際の資料数とは合致しない場合がある。

(資料収集状況)

資料収集状	况)				ı	
分類 年度	考 古	歴 史	民 俗	美 術	その他	計
昭和56	7	3 6 1	472	1 0	0	850
5 7	2 0	3 3 7	500	4 3	0	900
5 8	1 3 1	4 1 3	5 3 4	8 5	8 7	1,250
5 9	8	9 9	1 2 1	3 1	4 7	306
6 0	1	158	177	1 9	1 3	368
6 1	7	5 8	2 1 6	1 9	1 1	3 1 1
6 2	3	6 1	105	8	5	182
6 3	6	8 5	4 0	1 9	6	156
平成 元	2 1	3 2	1 8	0	4	7 5
2	1 5	116	3 4 0	5	4	480
3	0	109	487	4	6	606
4	2	6 9	174	6	7	258
5	4	6 1	4 8	8	2	1 2 3
6	7	7 1	4 9	3	6	1 3 6
7	0	6 3	1 4	6	2	8 5
8	491	8 7	8 6	3 0	1 0	7 0 4
9	0	9 6	4 0	3 5	3 2	203
1 0	0	100	2 7	2 9	4 8	2 0 4
11	0	1 1	5 0	9	0	7 0
1 2	0	7 5	2 2	1 2	9	118
1 3	0	7 0	7 7	9	0	156
1 4	2	2	5	0	1 3	2 2
1 5	0	143	3 3	1	250	4 2 7
1 6	4	112	3 8	0	0	154
1 7	0	3 5	2 1	0	0	5 6
18	0	279	3	2 0	0	302
1 9	0	611	8	0	8	627
2 0	0	1 3	1 6	0	0	2 9
2 1	0	9	0	0	0	9
2 2	0	0	1	1	0	2
2 3	0	0	0	1	0	1
2 4	0	1 4	2 6	1 6	0	5 6
2 5	0	0	0	2	0	2
2 6	0	19	0	0	0	1 9
2 7	0	0	7	1	0	8
2 8	0	2	2 5	9	0	3 6
2 9	0	1	0	0	0	1
3 0	0	0	0	0	0	0
令和元	0	0	0	0	0	0
2	0	6 9	2 9	0	0	9 8
3	1	277	7 4	1 4	0	3 6 6
	7 3 0	4,118	3,883	4 5 5	570	9, 756
合 計	(7.5%)					
合 計		(42. 2%)	(39.8%)	(4. 7%)	(5.8%)	(100%)

(2) レプリカ製作

資料 名:国指定重要文化財「新田神社文書」(寄託資料)のうち、1点

建武二年八月十一日「雑訴決断所牒」(第一巻一七号)

資料概要:新田神社文書は中世〜近世初頭の古文書群で、その大半が鎌倉・南北朝時代のものである。建武政権期(鎌倉時代と南北朝時代の間)のもので、薩摩郡碇山城(天辰町)との関係において、守護島津氏の政庁「守護所」の文言が確認できる古い時代のものである。碇山が守護所となった時期は鎌倉末とされるが、詳しい時期は不明であり、年代を比定していくうえでも重要な資料である。

製作方法:デジタル撮影による制作

(3) 資料保存

① 昆虫相調査

館内の昆虫相を把握し、的確な防除管理方策を整えることを目的として調査を依頼し実施 した。

調査期間:各トラップ類設置・回収 1回目 令和3年 5月10日(月)~ 5月31日(月)

2回目 令和3年11月15日(月)~12月6日(月)

調查範囲:館內全域指定箇所

調査方法:2種類のトラップ設置によるモニタリング(歩行性昆虫類捕獲用インジケータ・

シバンムシ類捕獲用フェロモントラップ)

考 察:1回目の調査結果は、全体的な捕獲数が少なく、これまでの調査結果と同様に、外部からの侵入種である飛翔性昆虫類や歩行性昆虫類が優位を占め、文化財加害種についても捕獲されたが、捕獲個体は前年とほぼ同程度であった。分布状況は2階エリアに多くの捕獲が見られ、中でも収蔵庫内に集中する結果であった。個々のポイントにおける捕獲は僅かで、異常な状態ではなかったが、内部の清掃や整理・整頓などによって数値レベルを抑えていく必要があると思われた。

2回目の調査結果は、前年度同時期と比較すると全体的な捕獲数は減少した。通常最も優位を占める他昆虫類などの外部侵入種に対して、本調査の主対象である文化財加害種が半数以上を占める結果となった。最大の優占種はコナチャタテ類で、1階区域で主に捕獲され、特に事務スペースにおいて7割ほどの個体が確認された。清掃では、集塵だけでなく拭き掃除を加えるなどの工夫が必要である。

② 落下真菌 (カビ類) 検査

昆虫相調査に併せて、真菌類を中心とした館内の空気環境調査を実施した。

実施日:1回目 令和3年5月10日(月) 2回目 令和3年11月15日(月)

調査方法: 真菌類採取用「ペタンチェック25」を用い、資料館内17の地点において落下を 採取し、得られた検体を25℃7日間培養の後、培地上に発生した真菌集落の計測 を行った。

採取方法:落下法20分暴露

考 察:1回目の調査結果について、事務スペース内の湯沸室やロビーにおいてやや高めの数値が確認されたが、大半のポイントでは真菌類の発育がないか、僅かに見られる程度で、収蔵庫内など"重要管理区域"については総て低レベルであり、良好な状態が維持されていた。

2回目も、大半のポイントで僅かなコロニーの発育か、発育がない状況であった。 ただし、研修室内においては、かなり高めな数値が確認されたものの、調査日にエ アコンの点検作業を実施していたことからヒト・モノの往来が影響して高い数値 が出たものとみられる。

③ 防虫処理

[全館燻蒸]

館内の保存資料及び、室内自体の虫害予防を目的として、SD剤2種(エコミュアーFTドライ:プロフルトリン炭酸ガス製剤及びブンガノン:シフェノトリン炭酸ガス製剤)による燻蒸を実施した。

施工日程:令和3年6月1日(火)

処理範囲:主要区域1階 第1収蔵庫、殺虫滅菌室、2階 第1展示室、第2展示室、第2収

蔵庫

[防虫剤設置]

全館燻蒸の補足施工として、展示ケース内及び収蔵庫内の資料周辺など、さらに長期に渡り昆虫類からの忌避・防虫を図ることを目的として、エコミュアーFTプレート(ピレスロイド系防虫蒸散プレート:プロフルトリン)を配置した。

施工日程:令和3年9月21日(火)

処理範囲:主要区域1階 第1収蔵庫、殺虫滅菌室、2階 第1展示室、第2展示室、第2収 蔵庫

[包み込み式炭酸ガス燻蒸]

第1収蔵庫内の文化財加害虫の被害が見られた資料を仮設テント内で少量ずつ包み込み 燻蒸することで、重点的に昆虫を処理することを目的として実施した。

施工日程:令和3年11月8日(月)~11月22日(月)

実施場所:工作室前通路

〔部分燻蒸〕

第1収蔵庫の保存資料及び室内自体の虫害予防を目的として、SD剤(ブンガノン:シフェノトリン炭酸ガス製剤)による燻蒸を実施した。

施工日程:令和3年11月8日(月)

実施場所:第1収蔵庫

④ 脱酸性化処置

収蔵資料の内、近現代の紙資料の保存期間を延ばし、価値を損なわないように劣化を防ぐ ため、紙に含まれる酸を中性化する脱酸性化処置を実施。

主に昭和中期の収蔵資料の中から、軍事や暮らしの世相がわかる資料や旧川内市の市勢 要覧など計8件(513枚)を選定した。

資料名:『将校勤務録』桑原新兵衛、飛行機献金者名簿(亀山分会・隈之城分会)、『天皇機 関説撃滅』、『國體の本義』、『天皇巡幸記念特集号 かごしま 七月号』、第1回鹿児 島学校宝くじ、久見崎史蹟、川内市市勢要覧(昭和29年版)



3 展示

(1) 企画展

「道具から見る昔の暮らし」

展示内容:人々が暮らしの中で考え、工夫して生み出してきた 民具や家庭用として量産された道具などから、昔の

暮らしについて紹介した。

展示では、「運搬」「食」「衣」「住」「日常の楽しみ」の テーマに分け、収蔵資料の中から実物資料のほかに、 市井画家の鉢迫豊志氏の民俗画の画像や明治〜昭和 期の暮らしが分かる写真等を拡大したパネルもあわ

せて約170点を公開した。

展示期間:令和3年10月27日(水)~

令和4年2月27日(日) (102日間)

展示場所:川内歴史資料館 第2展示室

主な展示資料:「運搬」

車力、りんご箱、背負い籠、かます・物入れ 他

木製冷蔵庫、切り盤、塩テゴ、鉄瓶、ヘワ、菓子型、豆腐入れ籠、壺、醬油樽、 飯とり籠、高膳、箱膳、ちゃぶ台、蓋付椀、カラカラ、一升瓶、ハエたたき 他 「衣」

袷着物、カンカン帽、パナマ帽、トンビ、シルクハット、法被、江戸はら 他 「住」

衣桁、炭火アイロン、裁縫箱、くけ台、足踏みミシン、扇風機、蚊帳、柳行李、 長持、手燭、置き炬燵、手回し洗濯機、木風呂、洗濯板、盥、竹製洗濯鋏 他 「日常の楽しみ」

キセル、煙草盆、酒樽、ラジオ、蓄音機、板三味線、ナンコ台・玉、サッドン他 以上、全て当館資料

観覧者数:1,397名

関連事業:普及活動に記載 ギャラリートーク (P8)、 合同おはなし会 (P8)

体験教室(P8)

(2) 常設展示替え

①トピック展示「見てみよう!八橋蒔絵螺鈿硯箱(模作)」

展示内容: 硯箱の題材や装飾技法について、模作の作成時の

資料とあわせて紹介した。

展示開始:令和3年4月27日(火)~6月27日(日)

(53日間)

展示場所:川内歴史資料館 第2展示室 展示資料:八橋蒔絵螺鈿硯箱、制作資料

観覧者数:276名

※5月25日~6月20日は新型コロナウイルス感染拡大防止による臨時休館







②トピック展示「お金の歴史~近世・近代の薩摩」

展示内容:NHK大河ドラマ「晴天を衝け」に関連した展示で当館が所

蔵する江戸時代以降の貨幣等の紹介や、薩摩藩の偽金づく

り、薩摩川内に関係する話等をパネルで紹介した。

展示期間:令和3年5月18日(火)~令和4年3月27日(日)

(217日間)

展示場所:川内歴史資料館 1階ロビー

展示資料: 天保通宝、琉球通宝ほか、江戸時代から昭和前半までの貨幣・紙幣等

観覧者数:3,209名

※5月25日~6月20日は新型コロナウイルス感染拡大防止による臨時休館

※7月10日、8月13日は大雨特別警報発令に伴う臨時休館

※8月16日~9月30日は新型コロナウイルス感染拡大防止による臨時休館

③ 終戦記念展示コーナー「戦争への想い〜兵隊と残された人たち〜」

展示内容:戦後75年が経過し、戦争を知らない世代に記憶が 受け継がれていく中で、戦争の記憶を次世代へ伝承

すべく展示を実施。出征した人たち、出征を見送る 人たち、銃後の人たちが、戦争に対しどのような想

いだったか、新収蔵資料を交えて紹介した。

展示期間:令和3年7月20日(火)~10月10日(日)

(32日間)

展示場所:川内歴史資料館 第2展示室・企画コーナー1

主な展示資料:『支那事変画報』、『紀元 2500 年市勢要覧』、愛国婦人会旗、ハガキ、人形、慰問

袋、隣組便り、防衛食器、陶製手榴弾、国民労務手帳、体力手帳、職業能力申告手帳、軍隊手帳、出征軍人のたすき、千人針、幟り旗、日章旗寄せ書き、鉄かぶと、不発弾の破片、焼夷弾の筒、防空電球、軍用手票、『新憲法解釈』、衣料切符、震洋

艇のスクリュー、『天皇と南日本』、軍隊満期記念杯、海軍水筒、弁当箱等

観覧者数:327名

※8月13日は大雨特別警報発令に伴う臨時休館

※8月16日~9月30日は緊急事態宣言に伴う臨時休館

④ 図書コーナー ミニ展示「浮世絵に見るオノマトペ」

掲示内容:1200種類にも及ぶ擬音語・擬態語をテーマと

して取り上げ、古典(浮世絵)に記された日本語の

豊かな表現をパネルで紹介した。

展示期間:令和3年12月7日(火)~令和4年3月31日(木)(95日間)

展示場所:川内歴史資料館 1階図書コーナー

観覧者数:1,138名





4 普及活動

(1) 講演会

演 題:「川内大綱引」

講師:小島摩文氏(鹿児島純心女子大学教授)

日 時:令和4年3月21日(月/祝)13:30~15:30

場 所:川内まごころ文学館 多目的映像ホール

聴講料:無料

講演内容:平成31年に国の選択無形民俗文化財に選択された川内大綱引。その現状と歴史

的変遷、さらに文化財としての意義について民俗学的に解説していただいた。

聴講者数:37名

(2) 企画展関連事業

① 体験教室「石臼で挽いてみよう」

日 時:令和3年10月31日(日)

 $9:00\sim16:00$

場 所:川内歴史資料館 裏庭休憩所

内 容:石臼で大豆の実を挽いて粉にする体験。

参 加 料:無料 参加者数:20名



② 「道具から見る昔の暮らし」ギャラリートーク

日 時:令和3年12月4日(土)・18日(土)

10:30~(40分程度)

場 所:川内歴史資料館 第2展示室

内 容:企画展「道具から見る昔の暮らし」の展示解説。

参加料:無料(要入館料)

※小・中・高校生は、土曜日にあたるため入館無料

参加者数:12月4日(土) 2名、18日(土) 3名 計5名

③ 川内歴史資料館・川内まごころ文学館のおはなし会「むかしのくらしって、どんなだろう?」

日 時:令和3年11月3日(水/祝)

 $10:30\sim11:15$

場 所:川内歴史資料館 研修室

内 容:合同企画としては初めての開催。テーマを設定し、対象 を幼児~小学生とし、おはなしに関連した道具を会場に

展示することで、絵で見た道具から実物の道具へと興味を持ち、楽しみながら学びへ結び付けるように取り組ん

だ他、昔の道具を描いたオリジナルぬりえを配付した。

出 演:ボランティアグループ「まごころ」、資料館・文学館職員

参加料:無料参加者数:36名



(3) 工作教室

① ランプシェード作り

日 時:令和3年7月31日(土)

 $9:30\sim12:00$

場 所:川内歴史資料館 研修室

内 容:和紙や布などを膨らませた風船の上に張って、オリ

ジナルのランプシェードを作製した。

参加料:400円 参加者数:計13名

② 貝殻リースを作ろう

日 時:令和3年8月7日(土)

1回目 9:30~12:00

2回目 13:30~16:00

場 所:川内歴史資料館 研修室

内 容:紙ヒモから手作りしたリースに貝殻をグルーガンて

貼り付けて作品を作製した。

参加料:300円

参加者数:計17名(1回目7名、2回目10名)

③ 干支人形作り

日 時:令和3年11月28日(日)9:30~11:30

場 所:川内歴史資料館 研修室

内 容:紙粘土を使って来年の干支「寅」の人形を作製した。

参加料:200円 参加者数:13名

④ 祝い袋(お年玉袋)作り

日 時:令和3年12月5日(日)9:30~12:00

場 所:川内歴史資料館 研修室

内 容:簡単なお年玉袋をおりがみで作製した。

参 加 料:100円 参加者数:12名

⑤ つるし飾り作り

日 時:令和4年3月10日(木)

1回目 9:30~12:00

2回目 13:30~15:30

場 所:川内歴史資料館 研修室

内 容:モチーフを作製し、釣台に吊るして「つるし飾り」を作製した。

参加料:400円

参加者数:計17名(1回目 9名、2回目 8名)

その他:1階ロビーで「春のつるし飾り」を実施。

展示期間は令和4年1月30日(日)~3月31日(木)









(4) いきいき生涯学習事業

① 工作教室「布ぞうり作り」

日 時:令和3年10月30日(土)

1回目 9:30~12:00 2回目 13:30~16:00

場 所:川内歴史資料館 研修室

内 容:市販のリサイクル糸で布ぞうりを作製した。

参 加 料:300円

参加者数:計8名(1回目4名、2回目4名)



② 体験教室「ふろしきの包み方と刺し子体験」

日 時:令和4年3月16日(水)

1回目 9:30~11:30 2回目 13:30~15:30

場 所:川内歴史資料館 研修室

内 容:風呂敷のいろいろな包み方や刺し子作りを体験した。

参 加 料:300円

参加者数:計15名(1回目5名、2回目10名)

(5) おりがみ広場

① 春のおりがみ広場

日 時:令和3年4月29日(木/祝)~5月5日(水/祝)

 $9:00\sim16:30$

場 所:川内歴史資料館 1階ロビー特設会場

内 容:ゴールデンウィーク無料開館に併せ、てんとう虫やこい

のぼりなど春にちなんだ、おりがみ作品を作った。

参加者数:80名



② 秋のおりがみ広場

日 時:令和3年9月19日(日)~9月26日(日)

令和3年11月2日(火)~11月7日(日)

 $9:00\sim16:30$

場 所:川内歴史資料館 1階ロビー特設会場

内 容:敬老の日と教育文化週間の無料開館に併せ、どんぐり

など秋にちなんだ、おりがみ作品を作った。

参加者数:46名(11月)

※令和3年9月19日(日)~9月26日(日)は、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置による臨時休館中のため中止。



(6) お正月行事

①お正月遊び

日 時:令和4年1月4日(火)~1月10日(月/祝)

 $9:00\sim16:30$

場 所:川内歴史資料館 研修室

内 容:羽根つき、すごろく、福笑いなど昔ながらのお正

月遊びを自由に体験してもらった。

参加者数:99名

② 工作ひろば「紙コップで遊ぼう」

日 時:令和4年1月8日(土)~1月10日(月/祝)

 $9:00\sim16:30$

場 所:川内歴史資料館1階ロビー

内 容:紙コップを組み合わせて、ゴムで飛ぶおもちゃを

作製し楽しんでもらった。

参加者数:33名



(7) チャレンジクイズ

クイズを通して、展示資料や内容への理解を深めてもらうことを目的に実施した。

① 夏休みチャレンジクイズ

開催期間:令和3年7月22日(木)~8月31日(火)

参加者数:107名

※令和3年8月16日(月)~9月30日(木)は、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置

による臨時休館。

② 冬休みチャレンジクイズ

開催期間:令和3年12月18日(土)~令和4年1月10日(月/祝)

参加者数:42名

(8) 歴史講座

日 時:令和3年7月~令和3年12月

13:30~15:00 全5回

場 所:川内歴史資料館研修室

内 容:毎回、異なる講師による歴史をテーマにした講座。

受講料:各回200円



月日	タイトル	講師	受講者数
7/11 (日)	ここまでわかった鹿児島(鶴丸)城の歴史〜最新の発掘調査から〜	西野 元勝 氏 (鹿児島県立埋蔵文化財セン ター文化財主事)	20名
9/12 (日)	古代の南九州(国府・国分寺など)	有満 さゆり 氏 (都城島津邸学芸員)	臨時休館 中のため 中止
10/10 (日)	薩摩藩の麓〜特徴と見方〜	太田 秀春 氏 (鹿児島国際大学教授)	29名
11/7 (日)	薩摩の偽金づくり	徳永 和喜 氏 (西郷南洲顕彰館館長)	20名
12/12 (日)	薩摩川内の郷絵図を読む	吉本 明弘 (川内歴史資料館 学芸員)	27名

参加者数:延べ96名

(9) 出前講座

日程	種 類	演 題	主催	参加者数
5/6 (木)	講演	国分寺と新田神社	川内看護専門学校	27名
5/7 (金)	講演	6年生の校内学習「永利地区の歴 史」	永利小学校6年生	79名
5/14 (金)	史跡案内	3年生の校外学習「平佐西地区の 史跡 (兼喜神社・北郷家墓地・平 佐城跡)」	平佐西小学校3年生	30名
5/21 (金)	史跡案内	6年生の校外学習「永利地区の歴 史」	永利小学校6年生	78名
10/18 (月)	講演	「豊臣秀吉と川内の関わり」 (於:中央公民館)	薩摩川內政経俱楽部	40名
11/18 (木)	講演	「川内出身 岩谷松平について」 (於:樋脇公民館)	市民大学(公民館講座)	25 名

(10) 夏休み課題応援

「調べてみよう!薩摩国分寺」

日 時:1回目 令和3年8月8日(日/祝)

2回目 令和3年8月9日 (月/振休)

13:30~15:00 所:川内歴史資料館 研修室

場 所:川内歴史資料館 研修室 内 容:資料館と関連の深い「薩摩国分寺」をテーマに

展示を見学し、学芸員の解説を聞いて自ら課題

を決めて、調べ学んでいただいた。

参加者数:計13名(1回目4名・2回目9名)



(11) 職場体験学習

市内中学校の依頼により、以下の通り実施した。 6月29日(火)~7月1日(木)東郷学園義務教育学校8年生 3名

(12) 薩摩川内市フレッシュ研修

薩摩川内市教育委員会による初任校1年目研修を以下の通り受け入れた。 8月3日(火)市内小中学校初任校1年目教諭 19名

(13) 博物館実習

学芸員資格取得履修科目として定められている博物館法施行規則に基づき、学芸員養成目的で実施。今年度は下記の大学から依頼を受け、川内まごころ文学館と共同で実施した。

日 程:8月30日(月)~9月12日(日)

日 数:10日間

実習生: 鹿児島大学 4年生 1名 長崎国際大学4年生 1名

(14) 史跡めぐり(ウォーキング)

日 時:令和3年11月21日(日)

 $13:30\sim15:30$

場 所:高来小学校周辺

内 容: 澁谷氏に関係した中世の妹背城跡、高城神社や高城秋月に関した石碑、石塔群等を

歩いて回った。

参加者数:17名

(15) 広報活動

- ① 新聞社、広報薩摩川内、FMさつませんだい等を利用
- ② 川内歴史資料館ウェブサイト
- ③ まちづくり公社のウェブサイトと広報誌 ACS タイム・ACS 情報
- ④ わくわく薩摩川内土曜塾のチラシ掲載

(16) 刊行物・作成

『薩摩川内市川内歴史資料館 年報』(令和3年度) ※資料館HP掲載(PDF)

(17) その他

① 無料開館

名 称	期間	入館者数
ゴールデンウィーク	令和3年4月29日(木/祝)~5月5日(水/祝)	208 名
県民の日	令和3年7月14日(水)	6名
教育・文化週間	令和3年11月2日(火)~11月7日(日)	246 名
お正月	令和3年1月4日(火)~1月10日(月/祝)	260 名

② 臨時休館

令和3年 5月25日(火)~6月20日(日) 新型コロナウイルス感染症拡大防止措置

令和3年 6月 1日(火) 館内燻蒸

令和3年 7月10日(土) 大雨特別警報発令に伴う

令和3年 8月13日(金) 大雨特別警報発令に伴う

令和3年 8月16日(月)~9月30日(木) 新型コロナウイルス感染症拡大防止措置

令和3年10月26日(火) 常設展示撤収、企画展設営

令和3年12月29日(水)~1月3日(月) 年末年始

令和4年 3月 1日(火) 企画展撤収・常設展示復旧

(18) 中止となった事業 (新型コロナウイルス感染症感染拡大防止措置の為)

① 特別開館

日 時:令和3年8月16日(月)

② 歴史講座「古代の南九州(国府・国分寺など)

時:令和3年9月12日(日)

③ 敬老の日無料開館

日 時:令和3年9月18日(土)~9月26日(日)

Ⅱ 管理·運営

1 管理・運営

指定管理者制度が導入されたことから、平成16年4月1日より、公益財団法人薩摩川内市民 まちづくり公社が薩摩川内市から館の管理・運営を委託されている。

なお、平成26年度より、当公社学芸施設課が管理している薩摩国分寺跡史跡公園・横岡古墳公園を併せた管理費で、3施設の管理にあたっている。その中から以下の修繕・工事他、システム・機器の変更を行った。

① 資料館敷地内

- ・トイレ詰まり修繕
- 自動ドア修繕
- 収蔵庫系統空調機修繕
- · 収蔵庫系統空調機加湿器修繕
- 外水栓漏水修繕
- ・消火ポンプフートバルブ取替工事
- 吸収式冷温水発生機修繕
- 塗装工事
- 排煙窓修繕
- ・駐車場南側のツツジの植栽

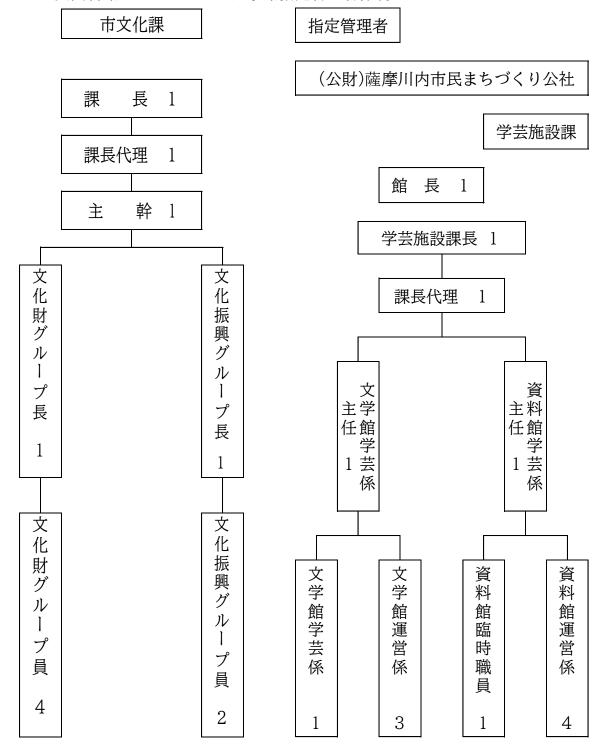
② 薩摩国分寺跡史跡公園

- ・ 看板張替え修繕
- ・浄化槽排水用水中ポンプ取替修繕
- 北門修繕

③ 横岡古墳公園

・ 看板張替え修繕

2 川内歴史資料館・川内まごころ文学館指定管理者体制



(市の業務)

- 事業の基本方針、計画策定
- 予算案作成
- 対外折衝全般
- 重要資料受入
- ・ その他館業務

(指定管理者)

- 施設の管理全般
- 施設の入館受付、案内
- 入館料管理、市への納入処理
- 市の方針、計画に基づく企画書策定、実施 (特別展・学芸員実習・調査依頼対応等)
- 調査、研究 その他市から依頼を受けた館業務 (令和4年3月31日現在)

3 薩摩川内市川内歴史資料館・郷土館運営協議会

薩摩川内市川内歴史資料館・郷土館運営協議会は、薩摩川内市川内歴史資料館条例(平成 16 年 10 月 12 日薩摩川内市条例 97 号)第 19 条「薩摩川内市教育委員会の諮問に応じ、歴史資料館等の運営に関する事項を審議するため、薩摩川内市川内歴史資料館・郷土館運営協議会を置く」により設置された。協議会の委員の定数は 1 0 人以内で任期は 2 年。(会則については P 28 参照)

[歴史資料館·郷土館運営協議会委員名簿]

(任期 令和2年6月1日~令和4年5月31日)

選出区分	氏 名	備考
市内の小・中学校の代表者	前田真喜子	水引小学校長
	持 永 八洲郎	市文化財保護審議会長
	押川丞輔	樋脇郷土史研究会理事
専門的知識及び	荒 田 邦 子	学校法人川島学園れいめい中学校教諭
技能を有する者	石 原 昭 憲	市文化財保護審議会委員
	石 神 陽 子	薩摩川内市文化協会入来支部長
	西 手 達 三	子岳地区コミュニティ協議会主事 (令和2年6月1日から)
学識経験者	小 島 摩 文	鹿児島純心女子大学教授

第1回協議会

日 時 令和3年12月22日(水) 14:00~

場 所 川内歴史資料館 研修室

議事内容 報告・協議

- ① 令和2·3年度歴史資料館·各郷土館事業報告
- ② 令和4年度事業計画
- ③ その他

4 利用状況 (1) 入館状況表/月別(令和3年4月1日~令和4年3月31日)

1		よぼって		396.9%	177. 6%	68.3%	111.3%	47.0%	0.0%	79.0%	107. 4%	119.3%	108.0%	46.9%	128. 1%	96. 2%
1								200		640						020
19 1 1 1 1 1 1 1 1 1	~ 社	以 G .	一		¥2,			¥13,		¥24,	¥14,					¥119,
1		\$1		14.		23.	20.	20.	I	24.					11.	20.1
1	開	館口	数I数													241
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				381	611	19(1, 005					4,
	큐	iii														167
	4	įα	-⊞-													1,846
																2,832
			恒													2,720
1	1	* 第	₩ 秒	13				91	0			1		∞		167
1	ホ⇔γ L	人	小中高	0		124			0			2		0		977
10 10 10 10 10 10 10 10		`		91		21	1		0			I	273		189	1,576
1	- √20 ×20 ×20 ×20 ×20 ×20 ×20 ×20 ×20 ×20 ×	七砾		181	157	2	47	38	0	79	520	27	4	75	30	1,160
1	7 √π 🛶	器杯 り		152	36	2	36	34	0	61	345	22	4	29	26	785
1	, [₹	競	29	121	0	11	4	0	18	175	2	0	∞	4	375
1		_	Ų□	7	1	2	10	3	0	9	4	2	4		4	47
1	無	スポー 使用者	中中心	0	0	0	0	0	0		0		0	0	0	0
19 10 10 10 10 10 10 10		γ		7		2	10		0		4		ħ	1		47
	4	۲	Ų□	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
	料館の	スポー 使用者	中中	0							0					0
	〜	γ	- 一													2
19 10 19 19 19 19 19 19		-₩-	Ų□													
10 10 10 10 10 10 10 10		-	-⊞-													0
19	MEEI		- 8													
19	館共		√□													266
19	文学	Υ	バスボート													
10 10 10 10 10 10 10 10			프													
10 10 10 10 10 10 10 10			バスボート													98
10 10 10 10 10 10 10 10			ı													171
11 1 1 1 1 1 1 1 1		*	<u>10□</u>													3 121
10 10 10 10 10 10 10 10		団	± -													
11	#		I													
11	館の		√□													1 529
11	資料	\prec] 回 // 六ボ-													21
11		甸	中小	0	0	0	1		0	0	0	0	0	0	0	1
			嶯	19	11	18	25	09	0	86	22	70	19	29	35	909
				4	2	9	7	8	တ	10	11	12	-	2	က	赤

(2) 入館状況表/年度別(昭和58年度~令和3年度)

	7. 各台 北	÷ ←	¥899, 400	¥2, 215, 200	¥1,547,750	¥1, 291, 500	¥1, 284, 900	¥1, 011, 700	¥923,500	¥972,550	¥933, 450	¥744,900	¥687,850	¥674,550	¥772,250	¥663,000	¥862,650	¥611,750	¥545,200	¥629,800	¥551,400	¥577,900	¥490,270	¥385,640	¥294,020	¥336, 600	¥418,380	*Z67,0Z0	¥244 680	¥383,160	¥272,440	¥291,460	¥244,700	¥234,240	¥224,460	¥217,460	¥214,420	¥214,520	¥143 600
	Le	₹				ı																																	
	Ш	計 전	217	69	99	44	47	40	38	38	35	45	39	36	31	30	38	30	29	36	67	26	26	32				22				26	25	24	23	21	25	24	1.7
	開館	日数	43	296	296	296	299	295	294	293	295	283	283	284	284	281	284	300	298	298	297	295	300	313	295	303	309	313	300	311	310	307	304	306	308	308	307	306	000
		40 益	9, 326	20,338	16,656	12,876	13,904	11,924	11, 155	11,061	10, 260	12,638	11, 108	10, 184	8,702	8, 478	10,698	9, 006	8,666	10, 788	8,642	7,653	7,948	10, 166	7,497	9, 176	8, 193	6,997	6,665	8, 314	7,630	7,876	7,534	7, 448	7,237	6, 573	7, 784	7, 411	000
		半 記 来 就		3	1	_	_	_			1	436 1	258 1	333 1	429	279	787	242	235	199	213	140	105	163				135				215	175	210	154	126	132	163	, 0 ,
40	i	← 中値	4,752	7,080	7,104	5,567	7,173	6,692	4,958	5,540	4,692	6,845	6,413	5,350	3,467	3,893	4,048	3,140	3, 198	4,216	2,872	2,248	2,638	2,550	1,971	2,092	1,946	1,648	1,1,0	1,939	1,732	1,606	1,619	1,869	2,514	2,423	3,057	2,869	,000
			574 4		552 7	7, 309	6, 731 7	232 6	6, 197	521	5, 568 4	5, 357	4, 437	4, 501	4,806	4, 306	5, 863 4	5, 624	5, 233	6, 373 4	5, 557	5, 265	5, 205 2	7, 453				5, 214				6,055	5, 740	369	4, 569	4,024	262	4, 379	, ,,,
		袋	4, 5	13, 258	3 '6	7, 3	6, 7	5,5	6, 1	5, 6	5, 5																							5,			4,		
		- 4 4										5 436	8 258	333	9 429	9 279	187	242	5 235	9 199	3 213	0 140	5 105	3 163			5 2,307	0 2,332	0 2,110	5 2,931	1 2,833	5 2,888	5 3,068	0 2,597	4 2,811	5 2,781	3,615	3,440	000
入館料無料		学児末談										436	258	333	429	279	787	242	235	199	213	140	105	163				135				5 215	175	210	3 154	126	0 132	8 163	***
入館		- 中極																									_	14 83				98 175	81 212	16 171	21 736	13 942	53 1,420	89 1,288	
		日	2	2	4	sc.	10	sc.		С	е	С	е	1	9	00	1	6	3		1	2	2	10				2,114				2 2,498	4 2,681	3 2,216	1,921	3 1,713	0 2,063	1,989	, 000
丝		小	3,867	5,887	5, 984	3,636	3, 105	3, 606	3,923	3,450	3,049	6, 550	6,719	6,341	4,356	5,008	6, 141	5, 999	6,003	7,697	5,861	4,605	4,435	4,345				1,892				2,352	2, 154	2,928	2,492	2,023	2,250	2, 181	000
安		小中市内	3, 364	3, 751	3,808	2, 429	1,903	2, 716	1, 708	2, 317	1, 494	4, 167	4,778	4, 408	2,647	3, 251	3,611	2, 764	3,006	3, 782	2, 467	1,716	2, 167	1,399	1, 127	1, 172	1, 140	I, I/I	1 210	1, 159	1, 167	1, 126	1, 174	1,552	1,662	1,307	1, 424	1, 353	
入館;	ł	高校生			- 40			_		**		410	429	62	0	3 41	52	38	17	97	69 9	9 8	12	3 78	18		10			1 40	L	10	0	10		10	10		L
	'	一袋	503	2, 136	2, 176	1,207	1,202	890	2, 215	1, 133	1,555	1,973	1,512	1,871	1,709	1,716	2, 478	3, 197	2,980	3,889	3, 325	2,883	2, 256	2,868	2,851	821	802	721	81.9	1,036	1,011	1, 226	086	1,376	830	716	826	828	
共通	パスポート 使用者	小中高																								0		0 .				4	7	. 1	0	0	0	0	
		一袋																								0 28		1 133			21 82	11 126	2 133	0 84	0 110	0 93	0 93	0 65	
資料館 のみ	パスポート 使用者	一般																								23	11	40		1		24 1	24	14	31	12	16	7	
	_	- #a																					148	1,268	633	1, 981		256				169	123	138	46	92	134	109	
	*	七中個																					0	297 1,		1,		0 4	# 09 90			0	0	53	0	0	0	82	
	Ð	袋																					148	971			282	256	137	215	224	169	123	85	46	92	134	27	
文学館共通		수 #																					829	2,044		-	991	2000	594	612	703	722	029	426	547	402	475	451	,,,
女	\prec	バスポート																						2,		က		4 0	01		5	2	5	1	3	1	1	0	•
	面、	- 中 - 個																					99	151	1		179 89	98 106				99 99	32 53	30 15	14 24	14	37 27	25 25	00
		. X X # - T																					773	93			1	099			- 7	496 155	430 182	280 130	376 144	259 128	310 137	306 120	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
		数	1,072	6,842	5, 141	4,854	6,958	5, 086	3, 958	4, 547	3, 779	3, 174	1,937	1, 419	1,680	892	442	929	711	640	804	1,404	904 7	660 1,893				202				156 4	330 4	304 2	213 3	182 2	298	200	0 0
	*	小岩	108 1,										983 1,	660 1,	626 1,	364	44	120	23	253	228	382 1,	292	267		113		0 0				15	25	0	24	72	112	61	
	⊞	台中 極		3 1, 376	1,979	2, 122	4, 299	3, 108	3 2, 432		2, 238	3 2,031																						1					
40		- 一	964	5,466	3,162	2,732	2,659	1,978	1,526	2,090	1,541	1,143	954	692	1,054	879	868	456	889	387	919	1,022	612	393			7	29				141	305	304	189	110	186	139	2.0
資料館のみ		小背	4, 387	7,609	5, 531	4,386	3,841	3,232	3, 274	3,064	3, 432	2, 478	2, 194	2,091	2, 237	2, 299	3, 328	2, 189	1,717	2, 252	1, 764	1,504	1,527	1,686	1,330	1,636	1,933	1,413	1 168	1,895	1, 182	1,424	1,023	956	286	1,004	903	958	000
'	\prec	< K#- T	0	3	2	9	1	8	oc	9	0	7	3	0	4	7	1	8	2	2	oc.	4	1	∞		0		7 -			1	3 1	9 9	0 9	0 9	0 2	1 2	0 0	0
	田	- 中極	1,280	1,953	1, 317	1,016	971	898	818	992	096	237	223	220	194	237	341	218	152	155	108	144	111	358				281				5 203	135	92 (, 65	87	7.1	09	40
		級 K X X — T	3,107	9,656	4,214	3,370	2,870	2,364	2,456	2,298	2,472	2,241	1,971	1,871	2,043	2,062	2,987	1,971	1,565	2,097	1,656	1,360	1,416	1,328				1, 117, 13			940 11	1,204 16	868 14	870 10	915 7	907 10	819 11	6 688	000
\sqcup	サ		S58 3,		60 4.	61 3,:	62 2,	63 2,	H 2,	2 2,:	3 2,	4 2,:	5 1,	6 1,	7 2,	8 2,	9 2,	10 1,	11 1,	12 2,	13 1,	14 1,		16 1,					7, 7			25 1,:			58			31	2

5 決算

(1) 歳入

① 入館料 119,020円 ② 図書等販売収入 106,150円

(2) 歳出

歴史資料館等管理費

(単位:円)

企 文頁科B 守官 生質			(単位: 円)
科目	予算額	執行額	予算残額
人 件 費	26, 058, 000	26, 058, 000	0
報償費	22, 000	21, 967	33
諸 謝 金	49,000	30, 500	18, 500
著作権料	0	0	0
旅費交通費	67, 000	31, 350	35, 650
消耗品費	1, 535, 000	1, 534, 742	258
消耗什器備品費	0	0	0
燃 料 費	50,000	38, 860	11, 140
会 議 費	1,000	928	72
印刷製本費	475, 000	473, 330	1,670
光熱水料費	5, 698, 000	5, 658, 927	39, 073
通信運搬費	301,000	259, 683	41, 317
委 託 費	10, 169, 000	10, 168, 546	454
修繕委託費	1, 958, 000	1, 956, 570	1, 430
賃 借 料	1, 494, 000	1, 493, 056	944
保 険 料	190, 000	171,600	18, 400
租税公課	5,000	3,800	1, 200
負担金支出	39, 000	39, 000	0
広 報 費	0	0	0
雑費	38, 000	6, 936	31, 064
計	48, 149, 000	47, 947, 795	201, 205

6 条例·規則

薩摩川内市川内歴史資料館条例

平成 16 年 10 月 12 日 条例第 97 号

(設置)

第1条 博物館法(昭和26年法律第285号)第18条の規定に基づき、薩摩川内市川内 歴史資料館(以下「歴史資料館」という)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 歴史資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
薩摩川内市川内歴史資料館	薩摩川内市中郷二丁目2番6号

(事業)

- 第3条 歴史資料館は、次に掲げる事業を行うものとする。
 - (1) 市の歴史、考古、民俗、美術等に関する資料(以下「資料」という)を収集し、 保管し、及び展示すること。
 - (2) 一般公衆に対して、資料に関する必要な説明、指導等を行い、又は歴史資料館 の施設を教育的配慮のもとに一般公衆の利用に供すること。
 - (3) 資料に関する調査研究を行うこと。

(指定管理者による管理)

第4条 歴史資料館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

- 第5条 指定管理者が行う歴史資料館の管理業務は、次のとおりとする。
 - (1) 歴史資料館の施設等の維持管理に関する業務
 - (2) 第14条に規定する入館料等の収受に関する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第6条 第4条の規定による指定を受けようとするものは、歴史資料館の管理に関する事業計画書(以下「事業計画書」という)その他規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

- 第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を総合的に 審査し、歴史資料館の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたも のを指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定するものとする。
 - (1) 事業計画書の内容が入館者の平等な利用を確保できるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。
 - (2) 事業計画書の内容が歴史資料館の適切な維持及び管理を図ることができるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) 指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算し

て30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 歴史資料館の管理業務の実施状況及び入館状況
- (2) 入館料等の収入実績
- (3) 歴史資料館の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による歴史資料館の管理の実態を把握 するため市長が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第 9 条 市長は、歴史資料館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

- 第10条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一 部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長はその賠償の責 めを負わない。

(開館時間等)

- 第 11 条 歴史資料館の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、入館時間は、午後 4 時 30 分までとする。
- 2 薩摩川内市教育委員会(以下「教育委員会」という)は、歴史資料館の管理運営上必要があると認めるときは、前項の開館時間又は入館時間を変更することができる。 (休館日)
- 第12条 歴史資料館の休館日は、月曜日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の最初の同法に規定する休日でない日とする。
- 2 教育委員会は、歴史資料館の管理運営上必要があると認めるときは、前項の休館日 を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(入館の許可)

第13条 歴史資料館に入館しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(入館料)

- 第14条 前条の許可を受けた者(以下「入館者」という)は、別表に定める入館料を前納しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、公益上の理由その他特別の理由があると認めるときは、入館料を免除することができる。
- 3 既納の入館料は、還付しないものとする。

(入館の制限)

- 第 15 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 13 条の規定による許可をしない。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、若しくは乱すおそれがあると認めるとき。
 - (2) 歴史資料館の資料又は施設等を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、歴史資料館の管理運営上又は公益上支障があると認めるとき。

(入館許可の取消し)

- 第 16 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館許可の取消し等 必要な措置を命ずることができる。
 - (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (2) 前条各号のいずれかに該当する理由が発生したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が歴史資料館の管理運営上又は公益上 必要があると認めたとき。

(損害賠償)

第17条 入館者は、歴史資料館の施設、設備、展示物その他の物件を損傷し、汚損し、 又は滅失したときは、教育委員会の指示するところに従い、これを原状に復し、又 は教育委員会が認定する損害額を賠償しなければならない。

(個人情報の取扱い)

- 第 18 条 指定管理者は、歴史資料館の管理に関して知り得た個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの(以下この条において「個人情報」という)の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。 (協議会の設置等)
- 第19条 教育委員会の諮問に応じ、歴史資料館等の運営に関する事項を審議するため、 薩摩川内市川内歴史資料館・郷土館運営協議会(以下「協議会」という)を置く。 (委員の定数及び任期)
- 第20条 協議会の委員(以下「委員」という)の定数は、10人以内とする。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委任)

第 21 条 この条例に定めるもののほか、歴史資料館の管理及び協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(罰則)

- 第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。
 - (1) 歴史資料館の施設、設備、展示物その他の物件を故意又は重大な過失により損傷し、汚損し、又は滅失した者
 - (2) 第 13 条に定める許可を受けないで歴史資料館に入館した者 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、川内市歴史資料館の設置及び管理に関する条例 (昭和58年川内市条例第22号。以下「合併前の条例」という)の規定によりなされ た処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合 併前の条例の例による。

附 則 (平成 18年 3月 30日条例第 13号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 27 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第14条関係)

		入館料			
区分	個人	団体(20人以上)	年間入館料		
大 人	1人1回につき	1人1回につき	1人年間につき		
	200 円	160 円	400 円		
小・中・高校生(義務教育 学校に就学しているもの を含む。以下同じ)	1人1回につき 100円	1人1回につき 80円	1人年間につき 200円		

備考

- 1 薩摩川内市川内まごころ文学館条例(平成 16 年薩摩川内市条例第 104 号)に規定する薩摩川内市川内まごころ文学館の常設展示の入館料を同時に徴収する場合における入館料は、上表の規定にかかわらず、個人の大人にあっては 160 円、個人の小・中・高校生にあっては 80 円、団体の大人にあっては 130 円、団体の小・中・高校生にあっては 60 円、年間入館券の大人にあっては 350 円、年間入館券の小・中・高校生にあっては 150 円とする。
- 2 未就学児は、無料とする。

平成 16 年 10 月 12 日 教育委員会規則第 33 号

(趣旨)

第1条 この規則は、薩摩川内市川内歴史資料館条例(平成16年薩摩川内市条例第97 号

以下「条例」という)第21条の規定に基づき、薩摩川内市川内歴史資料館(以下「歴 史資料館」という)の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資料館の業務)

- 第2条 歴史資料館の業務は次のとおりとする。
 - (1) 歴史資料館の運営計画及び管理に関すること。
 - (2) 薩摩川内市歴史資料館・郷土館運営協議会に関すること。
 - (3) 資料の収集・保管、調査・研究及び展示に関すること。
 - (4) 歴史資料館の入館料の徴収に関すること。
 - (5) 歴史資料館の施設及び設備の管理に関すること。
 - (6) 歴史資料館に係る広報及び教育普及に関すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、歴史資料館に関すること。

(指定管理者の指定の申請)

- 第3条 条例第6条の規定による申請は、歴史資料館指定管理者指定申請書 (様式第1号)により、行うものとする。
- 2 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 定款又はこれに類するもの。
 - (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
 - (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並 びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
 - (4) 歴史資料館の管理に関する事業の収支予算書
 - (5) 前各号に掲げるほか市長が必要と認めるもの

(指定通知書の交付)

第4条 市長は、条例第7条の規定により指定管理者を指定した場合は、歴史資料館 指定管理者指定通知書(様式第2号)を交付するものとする。

(入館券)

第 5 条 薩摩川内市教育委員会(以下「教育委員会」という)は、条例第 13 条の許可をしたときは、別に定める入館券を交付するものとする。

(無料開放)

- 第6条 条例第3条第2号に規定する一般公衆の利用のうち、無料開放するものは、 次に掲げるとおりとする。
 - (1) 資料調査等のための歴史資料館 1 階への入館
 - (2) 教育委員会が認定した公共的団体が行う会合等
 - (3) 教育委員会が認定した自主グループ活動
 - (4) 市内の公共的団体によるミニコンサートその他歴史資料館の事業の趣旨にかなう活動

(入館料の免除)

- 第7条 条例第14条第2項の規定により入館料を免除する場合は、次の各号のいずれ かに該当する場合とする。
 - (1) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条に規定する身体障害者

手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成 7 年厚生省令第 33 号)に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書若しくは保健手当証書の交付を受けている者(1級から 4級までの身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者にあっては、付添人 1人を含む)がその身分を証する書面を提示して入館する場合

- (2) 市内の小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)の児童又は中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)若しくは高等学校の生徒及びその引率者が教育課程に基づく学習活動として入館する場合
- (3) 日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日において、小学校の児童若しくは中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずるものとして、教育委員会が認める者が入館する場合
- (4) 前3号に掲げるほか、教育委員会が適当と認める場合
- 2 前項第1号及び第3号の場合並びに同項第4号に該当する場合のうち教育委員会が特に認める場合を除き、入館料の免除を受けようとする者は、教育委員会に歴史 資料館入館料免除申請書(様式第3号)を提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、入館料を免除することが適当であると認めるときは、歴史資料館入館料免除承認通知書(様式第 4 号)により通知する。

(利用者の遵守事項)

- 第8条 利用者は、歴史資料館の利用に際し、条例に定めるほか、次に掲げる事項を 遵守しなければならない。
 - (1) 許可なく展示物に手を触れないこと。
 - (2) 展示室では、インク、墨類を使用しないこと。
 - (3) 所定の場所以外で飲食、喫煙又は火気の使用をしないこと。
 - (4) 静粛を旨とし、騒がしい行為をしないこと。
 - (5) 館内を汚さないこと。
 - (6) 前各号に掲げるほか、係員が指示すること。

(損傷等の届出)

第9条 利用者は、歴史資料館の施設、設備、展示物その他の物件を損傷し、汚損し、 又は滅失したときは、直ちに歴史資料館損傷等届(様式第5号)によりその旨を教 育委員会に届け出て、その指示に従わなければならない。

(損害賠償)

- 第 10 条 条例第 17 条に規定する損害賠償は、原状回復又は現物をもってしなければ ならない。
- 2 前項に規定する場合において、現物の入手が特に困難と認められるときは、教育委員会が指定する代物をもって賠償することができる。

(資料の寄贈又は寄託)

- 第11条 教育委員会は、郷土の歴史に関する資料、地域住民の習俗に係る資料、美術工芸品等(以下「資料等」という)で歴史資料館において収集し、保管し、又は展示する必要があると認められるものの寄贈又は寄託を受けることができる。
- 2 資料等を寄贈又は寄託しようとする者は、あらかじめ教育委員会にその旨申し出る ものとする。
- 3 教育委員会は、寄贈の申出に係る資料等の受領又は寄託の申出に係る資料等の受 託を決定したときは、資料等を寄贈した者に寄贈資料受領書(様式第6号)を、資

料等を寄託した者に寄託資料預り証(様式第7号)を交付する。

(寄託資料等の管理)

第12条 寄託された資料等の管理は、歴史資料館所蔵の資料等の管理に準ずるものと する。

(寄託資料等の返還)

第13条 寄託された資料等は、寄託した者の請求又は歴史資料館の都合により、寄託 資料預り証と引換えに返還する。

(経費の負担)

第 14 条 寄贈又は寄託に要する経費は、寄贈した者又は寄託した者の負担とする。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

(資料等の館内閲覧)

- 第15条 歴史資料館の資料等の館内閲覧は、所定の場所で行わなければならない。
- 2 前項の閲覧をしようとする者は、歴史資料館資料等閲覧承認申請書(様式第8号) により教育委員会の承認を受けなければならない。

(撮影等の制限等)

- 第 16 条 歴史資料館の資料等の撮影、模写、模造等(以下この条において「撮影等」 という)をしてはならない。ただし、学術研究等のため、教育委員会が特別の理由 があると認めたときは、この限りでない。
- 2 前項ただし書の規定により撮影等をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の許可をするに当たり、資料等の管理上必要な条件を付することができる。

(貸出し禁止)

第17条 歴史資料館が収集し、保管し、又は展示する資料等の館外貸出しは、行わない。ただし、教育委員会が特に適当であると認めたものについては、この限りでない。

(その他)

第18条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年10月12日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の川内市歴史資料館管理運営規則(昭和 58年川内市教育委員会規則第4号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為 は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成17年5月19日教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 20 年 10 月 24 日教委規則 8 号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月29日教委規則第9号)

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則 (平成 27年 3月 28日教委規則第 8号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成 29年 3月 31日教委規則第 2号) 抄

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 略
- (2) 第1条、第5条(前号に掲げる改正規定を除く)、第7条、第9条中薩摩川内市児童生徒の出席停止の手続等に関する規則第1条及び様式第2号の改正規定、第11条、第13条中薩摩川内市立学校職員の私有車の公務使用の承認等に関する規則第2条第1号の改正規定(「及び中学校」を「中学校及び義務教育学校」に改める部分に限る)、第14条、第15条中薩摩川内市川内歴史資料館条例施行規則第7条第1項第2号の改正規定、第16条、第18条、第19条中薩摩川内市川内文化ホール条例施行規則第9条第1項第3号イの改正規定、第20条中薩摩川内市入来文化ホール条例施行規則第8条第1項第4号の改正規定、第21条中薩摩川内市川内まごころ文学館条例施行規則第5条第1項第2号の改正規定、第22条、第27条、第28条中薩摩川内市招致外国青年任用規則第3条第1号、同条第2号及び同条第3号並びに第6条第4項の改正規定、第29条、第31条中薩摩川内市学校運営協議会規則第1条の改正規定並びに第32条の規定 平成31年4月1日

平成 16 年 10 月 12 日 教育委員会規則 34 号

(趣旨)

第1条 この規則は、薩摩川内市川内歴史資料館条例(平成16年薩摩川内市条例第97号)第21条 の規定に基づき、薩摩川内市川内歴史資料館・郷土館運営協議会(以下「協議会」という)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の委員構成)

- 第2条 協議会の委員は、次に掲げる者の中から薩摩川内市教育委員会(以下「教育委員会」という)が委嘱する。
 - (1) 市内の小・中・義務教育学校の代表者
 - (2) 歴史、考古、民俗、美術等に関し、専門的知識及び技能を有する者
 - (3) 学識経験者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認めるもの

(会長及び副会長)

- 第3条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。 (会議)
- 第4条 協議会の会議は、会長が招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。 (意見陳述)
- 第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、薩摩川内市川内歴史資料館において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規則は、平成16年10月12日から施行する。

附 則(平成29年3月31日教委規則第2号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 略
- (2) 第1条、第5条(前号に掲げる改正規定を除く)、 第7条、第9条中薩摩川内市児童生徒の 出席停止の手続等に関する規則第1条及び様式第2号の改正規定、第11条、第13条中薩摩 川内市立学校職員の私有車の公務使用の承認等に関する規則第2条第1号の改正規定(「及び 中学校」を「中学校及び義務教育学校」に改める部分に限る)、第14条、第15条中薩摩川内 市川内歴史資料館条例施行規則第7条第1項第2号の改正規定、第16条、第18条、第19条 中薩摩川内市川内文化ホール条例施行規則第9条第1項第3号イの改正規定、第20条中薩摩 川内市入来文化ホール条例施行規則第8条第1項第4号の改正規定、第21条中薩摩川内市川 内まごころ文学館条例施行規則第5条第1項第2号の改正規定、第21条中薩摩川内市川 内まごころ文学館条例施行規則第3条第1項第2号の改正規定、第22条、第27条、第28条 中薩摩川内市招致外国青年任用規則第3条第1号、同条第2号及び同条第3号並びに第6条 第4項の改正規定、第29条、第31条中薩摩川内市学校運営協議会規則第1条の改正規定並 びに第32条の規定 平成31年4月1日

その他

(1) 令和3年度のあゆみ

	1 付3 千及ののゆみ		市
月日	事業内容	月日	事業内容
1- 111-	健康太極拳(年間随時国分寺跡史跡公園北側広場	令和4年	
4月1日		1月4日	お正月無料開館(~10日)
4月5日	川内美術協会(年間随時研修室使用)		お正月遊び(~10日)
4月7日	観光ボランティアガイドいたっみろ会(年間随時	1月8日	工作ひろば「紙コップで遊ぼう!」(~10日)
	研修室使用)	3月1日	臨時休館 ※企画展撤収・常設展示復旧
4月8日	薩摩川内郷土史研究会(年間随時研修室使用)	3月10日	工作教室「つるし飾り作り」
4月27日	トピック展示「八橋蒔絵螺鈿硯箱(模作)」	3月16日	工作教室「ふろしきの包み方と刺し子体験」
	(令和3年4月27日~6月27日)		講演会「川内大綱引」
4月29日	ゴールデンウィーク無料開館(~5月5日)		
	春のおりがみ広場 (~5月5日)		
	出前講座 川内看護専門学校		
	出前講座 永利小学校6年生		
	昆虫相調査(~5月31日)		
	落下真菌(カビ類)検査		
	出前講座 平佐西小学校3年生		
	トピック展示「お金の歴史〜近世・近代の薩摩」		
3/10/1	「「C グラ展示「お金の歴史」 (~令和4年3月27日)		
	出前講座 永利小学校6年生		
5月25日	臨時休館(~6月20日)※新型コロナウイルス		
0.545	感染拡大防止措置		
	臨時休館 ※館内燻蒸の為		
	職場体験学習(~7月1日)		
	臨時休館 ※大雨特別警報発令の為		
7月11日	歴史講座「ここまでわかった鹿児島(鶴丸)城		
	の歴史〜最新の発掘調査から〜」		
	県民の日無料開館		
	戦後記念企画展「戦争への想い~		
	兵隊と残された人たち~」(~10月10日)		
	夏休みチャレンジクイズ(~8月31日)		
7月31日	工作教室「ランプシェード作り」		
	薩摩川内市フレッシュ研修		
8月6日	地域体験研修		
8月7日	工作教室「貝殻リースを作ろう」		
8月8日	夏休み課題応援「調べてみよう!薩摩国分寺」		
8月9日	夏休み課題応援「調べてみよう!薩摩国分寺」		
8月13日	臨時休館 ※大雨特別警報発令の為		
8月16日	臨時休館(~9月30日)※新型コロナウイルス		
	感染拡大防止措置		
8月30日	博物館実習(~9月12日)		
I .	出前講座 薩摩川内政経クラブ		
	臨時休館 ※企画展設営の為		
	企画展「道具から見る昔の暮らし」		
	(~令和4年2月27日)		
10月30日	工作教室「布ぞうり作り」		
	体験教室「石臼で挽いてみよう!」		
	教育文化週間無料開館(~7日)		
	秋のおりがみ広場 (~7日)		
	部分燻蒸(第1収蔵庫)		
	包み込み式炭酸ガス燻蒸(~22日)		
	昆虫相調査(~12月6日)・落下真菌検査		
	出前講座 市民大学(樋脇公民館)		
	山 前 時度 「中氏八子 (他 励 ム 氏 暗) 史跡 め ぐ り (ウォーキング)		
I .	工作教室「干支人形作り」		
	二下教室「「又八ルドツ」 工作教室「祝い袋作り」		
	歴史講座「薩摩川内の郷絵図を読む」		
	冬のチャレンジクイズ(~令和4年1月10日) 左士左が時時は第 (
12月29日	年末年始臨時休館(~令和4年1月3日)		

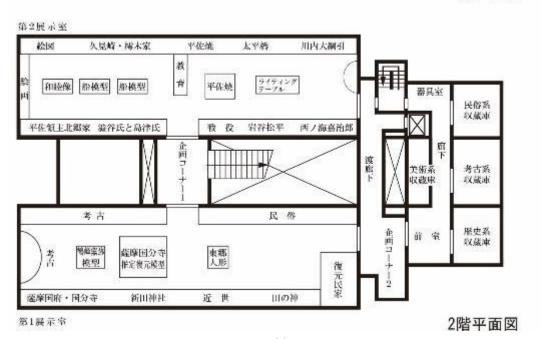
(2) 職員名簿

[指定管理者] 公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社 学芸施設課

役職・係	氏 名
学芸施設課長	岩 元 信 一
館長	德 丸 幸 男
課長代理	吉 本 明 弘
主任·学芸係	出来 久美子
運営係リーダー	石 神 健 児・永 田 睦 子
運 営 係	西ノ原 紀 濱田 康二

(3)館平面図





(4) 利用案内

休 館 日 月曜日 (その日が国民の祝日に当たるときは、その翌日以降の休日でない日)教育委員会が定める臨時の休館日

開館時間 午前9時から午後5時まで(入館は午後4時30分まで)

入館料

※() 内は20名以上の団体料金

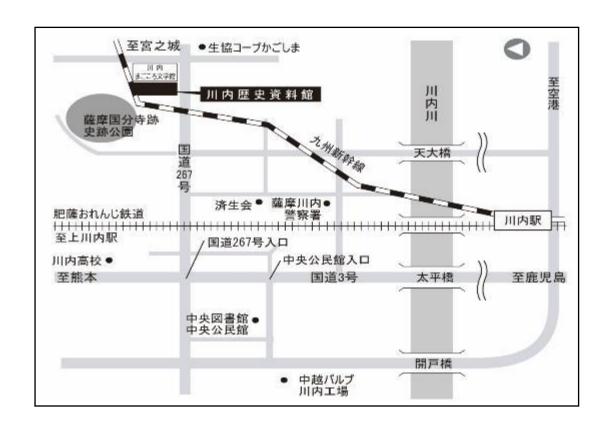
区分	大 人	小・中・高校生
川内歴史資料館	200円(160円)	100円 (80円)
川内まごころ文学館と共通	400円 (320円)	200円(160円)

年間パスポート

区分	大 人	小・中・高校生
川内歴史資料館	400 円	200 円
川内まごころ文学館と共通	900 円	400 円

交通案内

- JR博多駅より九州新幹線でJR川内駅下車(最短約1時間15分)
- 鹿児島空港からエアポートシャトルバスを利用して川内駅下車(約1時間10分)
- JR川内駅より車で7分(くるくるバスご利用の方は「歴史資料館前」下車)



薩摩川内市川内歴史資料館年報 令和3年度

発 行 日 令和4年11月

編集・掲載 薩摩川内市川内歴史資料館

₹895-0072

鹿児島県薩摩川内市中郷二丁目2番6号

TEL 0996-20-2344

FAX 0996-20-2848

http://rekishi.satsumasendai.jp E-mail:rekishi@po4.synapse.ne.jp